

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、<u>原子力事業者としての基本姿勢(当発電所にかかわるものに限る)に則り</u>、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p>	<p>(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。 <u>当社は、7項目の回答等*で約束した内容について遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者〔東京電力ホールディングス株式会社〕としての基本姿勢」(以下「基本姿勢」という。)に則り、品質保証活動に展開して実施する。</u></p>
<p>【注釈】 <ul style="list-style-type: none"> ・赤字は、追加の記載 ・青字は、3月30日の補正済みの記載 ・黒字の下線箇所は、新検査制度等に対応した保安規定改定箇所(5/26 認可) </p>			
<p style="text-align: center;"><u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p style="text-align: center;">【原子力事業者としての基本姿勢】</p> <p style="text-align: center;"><u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓う。</u> 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p style="text-align: center;"><u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1. 福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、地元をはじめ関係者に対して理解を得ながら、廃炉を最後までやり遂げていく。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な資金を確保していく。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>保安活動における原子力事業者としての基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p style="text-align: center;">【原子力事業者〔東京電力ホールディングス株式会社〕としての基本姿勢】</p> <p style="text-align: center;"><u>社長は、福島原子力事故を起こした当事者のトップとして、二度と事故を起こさないと固く誓い、福島第一原子力発電所の廃炉はもとより、福島の復興及び賠償をやり遂げる。</u> 社長の責任のもと、当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げるとともに終わりなき原子力発電所の安全性向上を両立させていく。</p> <p style="text-align: center;"><u>その実現にあたっては、地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、地元と対話を重ね、主体性を持って責任を果たしていく。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>1. 柏崎刈羽原子力発電所を運転する事業者の責任として福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟とその実績を示す。</u> <u>廃炉を進めるにあたっては、計画的にリスクの低減を図り、地元をはじめ関係者のご理解を得ながら取り組み、廃炉と復興を実現する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金を確保した上で、柏崎刈羽原子力発電所の安全性を向上する。</u> <u>福島第一原子力発電所の廃炉を廃炉積立金制度に基づきやり遂げるとともに、柏崎刈羽原子力発電所の安全対策に必要な投資を行い、安全性向上を実現する。</u></p>			

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
	<p><u>3. 安全性をおろそかにして経済性を優先することはない。</u></p> <p><u>4. 世界中の運転経験や技術の進歩を学び、リスクを低減する努力を継続していく。</u></p> <p><u>5. 原子力発電所の安全性を向上するため、現場からの提案、世界中の団体・企業からの学びなどによる改善を継続的に行っていく。</u></p> <p><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担っていく。</u></p> <p><u>7. 良好な部門間のコミュニケーションや発電所と本社経営層のコミュニケーションを通じて、情報を一元的に共有していく。</u></p> <p><u>※：上記「原子力事業者としての基本姿勢」の作成にあたり、別添に示す「2017年8月25日原子力規制委員会提出文書」を参照している。</u></p>		<p><u>3. 原子力発電所の運営は、いかなる経済的要因があっても安全性の確保を前提とする。</u></p> <p><u>4. 不確実・未確定な段階でも、リスクを低減する取組を実施する。</u> <u>社長自ら安全に絶対はないということを経営層及び社員と共有するとともに、重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行う。また、世界中の運転経験や技術の進歩を学び、継続的なリスク低減を実現する。</u></p> <p><u>5. 規制基準の遵守にとどまらず、自主的に原子力発電所のさらなる安全性を向上する。</u> <u>現場からの提案、確率的リスク評価の活用、国内外の団体・企業からの学びによる改善、過酷事故の訓練等を通じて、自主的にさらなる安全性を実現する。</u></p> <p><u>6. 社長は、原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を担う。</u></p> <p><u>7. 社内に関係部門の異なる意見や知見を一元的に把握し、原子力発電所の安全性を向上する。</u> <u>現地現物の観点で発電所における課題を抽出し、本社・発電所の情報を一元的に共有し改善するとともに安全に関する情報を社外へ正確に伝達し、安全性向上を実現する。</u></p>
<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) 品質方針を設定する。</p>	<p>(品質保証計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営者の責任 5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築及び実施、並びにその有効性を継続的に改善することに対するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全の重要性を組織内に周知する。 b) <u>基本姿勢及び品質方針を設定する。</u> c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 <u>経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>(中略)</p> <p>5. 経営責任者等の責任 5.1 <u>経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</u> 社長は、<u>原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</u></p> <p>a) <u>基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。</u> b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。 d) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する</p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>c) 品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 東京電力の経営理念に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p>d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。</p> <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針について、次の事項を確実にする。 a) 東京電力の経営理念に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。</p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)a)参照)を設定することを確実にするために、「NI-17 セルフアセスメント実施基本マニュアル」を定めさせる。 (2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。</p>	<p><u>ことに貢献できるようにすることを確実にする。</u></p> <p>d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</u> g) <u>担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u> h) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u> a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u> b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u> e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u> f) <u>組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。 <u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u> a) <u>実施事項</u></p>	<p><u>ることに貢献できるようにすることを確実にする。</u> e) マネジメントレビューを実施する。 f) <u>資源が使用できることを確実にする。</u> g) <u>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</u> h) <u>担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u> i) <u>すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針(健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。)について、次の事項を確実にする。 <u>なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</u> a) <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u> b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。</u> c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u> d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u> e) <u>適切性の持続のためにレビューされる。</u> f) <u>基本姿勢を含む組織運営に関する方針と整合がとれている。</u></p> <p>(中略)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標(7.1(3)b)参照)が設定されることを確実にする。 <u>また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。</u> a) <u>実施事項</u></p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限</p> <p>(中略)</p>	<p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 社長は、次の事項を確実にする。</p> <p>a) 品質目標に加えて4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持についての計画を策定する。</p> <p>b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れるよう管理する。</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任及び権限</p> <p>(中略)</p>	<p>b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) <u>社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u> (2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割り当て</u> (3) <u>社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任と権限</p> <p>(中略)</p>	<p>b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) <u>社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。</u> (2) <u>社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。</u> <u>品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u> a) <u>品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</u> b) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> c) <u>資源の利用可能性</u> d) <u>責任及び権限の割り当て</u> (3) <u>社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、原子力安全に係る情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを次の事項により確実にする。</u> <u>a) 外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出</u> <u>b) 原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</u></p> <p><u>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む）及び必要な措置の記録を維持する（4.2.4参照）。</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.5.1 責任と権限</p> <p>(中略)</p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定
<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の 全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基 づく保安活動への支援を確実にする。</p>	<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の 全社組織による、「Z-10 職制および職務権限規程」に基 づく保安活動への支援を確実にする。</p>	<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外 の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保 安活動への支援を確実にする。</p>	<p>社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外 の全社組織による「職制及び職務権限規程」に基づく保 安活動への支援を確実にする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>5.6 マネジメントレビュー</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p>
<p>5.6.1 一般</p>	<p>5.6.1 一般</p>	<p>5.6.1 一般</p>	<p>5.6.1 一般</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含 む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価 も行う。</p>	<p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに<u>基本姿勢</u>、品質方針及び品 質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必 要性の評価も行う。</p>	<p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含 む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価 も行う。</p>	<p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改 善の機会の評価、並びに<u>基本姿勢</u>、品質方針及び品 質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要 性の評価も行う。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット</p>	<p>5.6.2 マネジメントレビューのインプット</p>
<p>マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p>	<p>マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p>	<p>マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p>	<p>マネジメントレビューのインプットには、次の情報を 含める。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>b)原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p>	<p>b)原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p>	<p>b)原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部 監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合 の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意 見等を含む。）</p>	<p>b)原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部 監査（安全文化の外部評価を含む。）を受けた場合 の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意 見等を含む。）</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p>	<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p>	<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p>	<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p>
<p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーシ ョンを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュ ニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p>	<p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーシ ョンを図るための効果的な方法を「NM-21 外部コミュ ニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。</p>	<p>組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者とのコミュ ニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性の ある方法</u>を「外部コミュニケーション基本マニュアル」 にて明確にし、実施する。</p>	<p>組織は、原子力安全に関して<u>組織の外部の者とのコミュ ニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性の ある方法</u>を「外部コミュニケーション基本マニュアル」 にて明確にし、実施する。</p>
<p>a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 報を通知する方法</p>	<p>a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 報を通知する方法</p>	<p>a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 報を通知する方法</p>	<p>a)組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情 報を通知する方法</p>
<p>b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を 得た効果的な連絡方法</p>	<p>b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を 得た効果的な連絡方法</p>	<p>b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を 得た効果的な連絡方法</p>	<p>b)予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を 得た効果的な連絡方法</p>
<p>c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の 者へ確実に提供する方法</p>	<p>c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の 者へ確実に提供する方法</p>	<p>c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の 者へ確実に提供する方法</p>	<p>c)原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の 者へ確実に提供する方法</p>
<p>d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 待を把握し、意思決定において適切に考慮する 方法</p>	<p>d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 待を把握し、意思決定において適切に考慮する 方法</p>	<p>d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 待を把握し、意思決定において適切に考慮する 方法</p>	<p>d)原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期 待を把握し、意思決定において適切に考慮する 方法</p>

柏崎刈羽 原子炉施設保安規定 変更比較表

3/30 補正申請前	3/30 補正申請後	現行保安規定(ROP 反映版)	再補正予定																																																			
<p>(中略)</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>8.2.1 原子力安全の達成 組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の入手及び使用の方法を「NM-21 外部コミュニケーション基本マニュアル」に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u> 組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環として</u>、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p>	<p>(中略)</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u> 組織は、品質マネジメントシステムの<u>監視及び測定の一環として</u>、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。</p>																																																			
<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-2^{*8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第7条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-2^{*8}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成(表120-1の1.の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-3^{*7}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成(表120-1の1.の記録を除く。)し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>(中略)</p> <p>表 120-3^{*7}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) <u>重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</u></td> <td>作成の都度</td> <td>原子炉を廃止するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) マネジメントレビューの結果の記録</td> <td>作成の都度</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	(中略)			2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録			(1) <u>重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</u>	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間	(2) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年
記録 (実用炉規則第7条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																				
(中略)																																																						
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																						
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																				
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																				
(中略)																																																						
2. JEAC4111の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																						
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																				
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																				
(中略)																																																						
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																						
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																				
記録 (実用炉規則第67条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間																																																				
(中略)																																																						
2. 品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録																																																						
(1) <u>重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</u>	作成の都度	原子炉を廃止するまでの期間																																																				
(2) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																				